

## 社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者募集要件

### 1 目的

台東区社会福祉協議会では、お食事作りにお困りの高齢者や障害のある方を対象に、栄養バランスのとれた食事をお届けするとともに、手渡しで安否確認を行う等、在宅での自立生活を支援しています。事業の一層のサービス拡充や効率化を目的とし、令和8年度からの3年間の配食業者を選定します。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 配食サービス業務委託
- (2) 履行場所 台東区内全域
- (3) 業務内容 実施要領のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。ただし、契約については各年度とします。
- (5) 配食実績 令和6年度実績  
昼食64,039食 夕食92,769食

### 3 参加資格

- (1) 台東区から指名停止・入札参加除外措置を受けていないこと。
- (2) 法人税と消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (3) 過去1年以内に食中毒等により不利益処分を受けていないこと。
- (4) 食品衛生法第48条の規定による食品衛生管理者→又は食品衛生責任者を置いていること。
- (5) 食品衛生法第55条の規定による飲食店営業許可を受けていること。
- (6) 高齢者向け配食サービスを1年以上実施していること。
- (7) 特別食（カロリーやたんぱく質を調整した食事）の提供が可能であること。
- (8) 昼食・夕食の配食を台東区全域かつ、365日対応可能であること。
- (9) 令和8年度の契約価格については、企画書に明記した価格とすること。
- (10) 利用者への配食提供は手渡しで行い、安否を確認し、確認結果を当協議会に報告する体制が構築されていること。

### 4 実施手順

募集から受託業者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
募集要件の公表 (ホームページで掲載)	令和7年8月1日(金) ※申請書類はホームページよりダウンロードしてください。

質問受付期間 (メールにて受付)	同年8月1日(金)から9月1日(月) 午後5時まで
書類の提出期限	同年9月24日(水)午後5時まで
審査 (書類審査及び試食審査)	同年11月上旬から中旬 ※試食審査は同年11月26日(水)となります。
審査結果の通知	同年12月19日(金) ※募集業者に対し、個別に郵送いたします。

※ 評価方法、審査結果に関する質問についてはお答えいたしません。

※ 日程については変更になることがあります。

## 5 受託予定業者数

4社程度

## 6 委託内容についての質問受付及び回答

受付はメールのみとなります。

- (1) 質問方法 質問書(様式1)に質問内容を入力の上、下記のメールアドレスまで送信して下さい(その他の方法による質問はお受けしません。)
- (2) 受付先 haturatu@taitoshakyo.com
- (3) 受付期限 令和7年9月1日(月) 午後5時まで
- (4) 回答方法 ご質問に対する回答は、台東区社会福祉協議会のホームページにて随時公開しますので、こちらをご覧ください  
<https://www.taitoshakyo.com/service/hatsuratsu/haisyoku/>

## 7 選定参加の受付方法

- (1) 必要書類の提出 ※ 各1部
  - ① 配食サービス委託業者選定申請書(社会福祉法人台東区社会福祉協議会配食サービスの実施に関する要領 第1号様式)  
※代表者印の押印を忘れずをお願いします。
  - ② 企画書(様式2)
  - ③ 食品衛生監視票の写し(令和6年8月以降実施のもので、最も新しいもの)
  - ④ 営業許可書の写し(飲食店営業の営業許可書で、本業務の調理を行う施設のもの)
  - ⑤ 調理場平面図
  - ⑥ 法人登記簿謄本
  - ⑦ 納税証明書(その3の3)※取得方法については税務署にお尋ねください。
  - ⑧ 自社の高齢者向け配食サービス事業案内

- ⑨ 献立表（令和7年6月1日から7月31日までの昼食及び夕食のうち、一般食と特別食）

※栄養成分が記載されているものも一緒に提出して下さい。

(2) データによる企画書の提出

- ① 企画書（様式2）については、紙ベースでの提出のほか、上記6(2)までメールにてお送り下さい。

- ② その他の必要書類については、ご持参またはご郵送（簡易書留）ください。

(3) 受付期限 令和7年9月24日（水） 午後5時まで

※書類が全て提出された時点で参加受付が確定します。

## 8 受託候補者の選定手順

台東区社会福祉協議会配食サービス委託業者選定委員会において、提出書類や配食物を総合的に審査します。なお、選定により、契約に至らなかった場合であっても、次点の業者として契約を締結することがあります。

## 9 参加業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

## 10 その他留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加業者の負担とします。試食審査については、令和7年11月26日に一般食を昼夜各3食分（合計6食）提供していただきます。なお、10月中旬に時間と場所を別途通知いたします。
- (2) 利用にあたっての業者選択は利用者の判断となるため、選定業者の中で利用の多少が発生する場合がありますが、最低食数の保障等はありません。
- (3) 提出期限後の書類の修正及び変更は一切できません。
- (4) 提出後の書類については返却しません。

## 11 担当（提出先及び問合せ先）

台東区社会福祉協議会はつらつサービス 担当： 高橋・村蕃・船原

所在地：〒110-0004 台東区下谷1-2-11

電話：03-5828-7541

FAX：03-3847-0190

E-mail：haturatu@taitoshakyo.com